

ARIBの動き

第56回電波利用懇話会が開催される

去る10月11日に、東海大学校友会館（霞が関ビル）にて、第56回電波利用懇話会を開催しました。

今回は、総務省情報通信政策局地上放送課課長補佐の佐藤好英様を講師にお迎えし、「地上デジタル放送の利活用の在り方と普及に向けて行政の果たすべき役割～情報通信審議会から第3次中間答申～」という演題で、ご自身の地上デジタル放送とのかかわりについてご説明いただいたあと、情報通信審議会第3次中間答申の骨子、中継局ロードマップの具体化と補完措置、受信機の普及と利便性向上、コンテンツの多様化等について詳しい説明をいただきました。受講者の皆様には熱心に聴講をいただきました。



第56回電波利用懇話会の会場の様子

総務省 佐藤課長補佐

電気通信・放送行政の動き

タイヤ空気圧モニター、キーレスエントリーシステム等の
特定小電力無線局の制度化及び必要な技術的条件案の意見募集
(10月6日付け総務省報道発表から)

総務省は、タイヤ空気圧モニター、キーレスエントリーシステム等の新たな特定小電力無線局の制度化に向け、必要な技術的条件案を作成しました。

つきましては、技術的条件案に対し、平成18年11月6日(月)までの間、国民の皆様から広く意見を募集します。

1 概要

タイヤ空気圧モニターシステム、キーレスエントリーシステム等の無線システムの国内利用は、主に315MHz帯を使用し、発射する電波が著しく微弱な無線局（電波法第4条に適合する免許を要しない無線局）として一部利用されていますが、多様化する通信ニーズへの対応や自動車の国際流通の一層の促進を図るため、新たな無線システムの導入が求められています。このため、諸外国の技術基準を踏まえ、かつ、国内で既に運用している他の無線局との周波数共用を図り、これらの無線システムの導入に向け、新たな特定小電力無線局の制度化を図るため、必要な技術的条件案を作成しました。

本件意見募集は、今後の制度化に向け、当該無線設備に係る技術的条件案について、国民の皆様から広く意見を募集するものです。

2 意見募集の対象及び意見公募要領

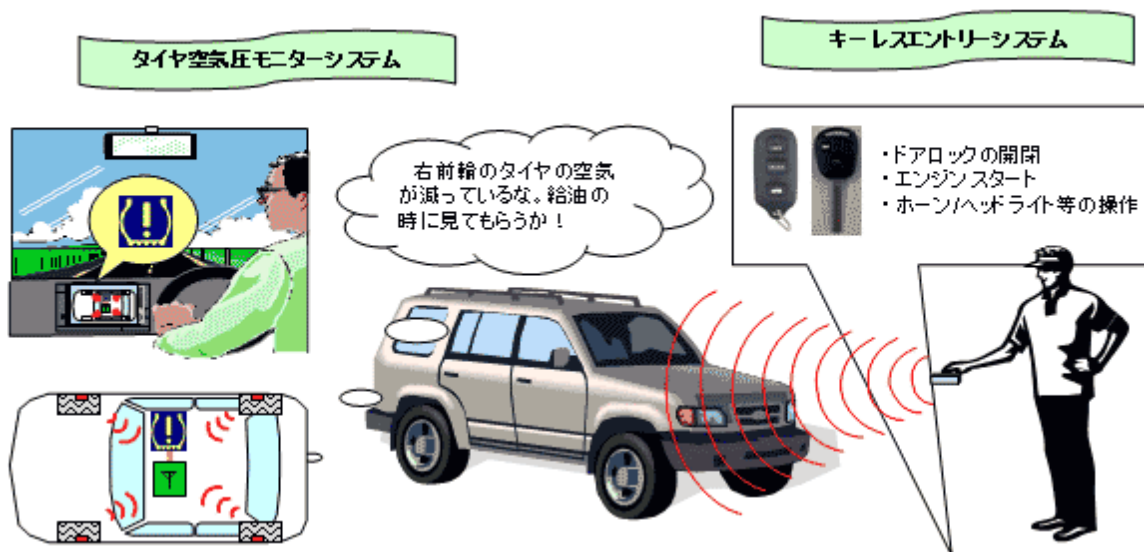
意見募集の対象：タイヤ空気圧モニター、キーレスエントリーシステム等の特定小電力無線局の技術的条件案

(http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/pdf/061006_2_bt.pdf)

意見公募要領：http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061006_2.html#bs

詳細については、<http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061006_2.html>をご参照下さい。

新たな小電力無線システムのニーズ



**屋内外で利用可能な免許を要しない5GHz帯無線LANの導入等について
電波法施行規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への
諮問及び関係省令案等についての意見募集
(10月11日付け総務省報道発表から)**

総務省は、平成18年10月11日、ワイヤレスブロードバンド環境を実現する上で必要不可欠な技術の一つである無線LANの国民的な利用ニーズに対応するため、免許不要で屋内外で利用可能な5470～5725MHz帯を使用する無線LANの導入に向けた技術基準等を整備するべく、電波法施行規則の一部を改正する省令案等について電波監理審議会（会長:羽鳥光俊 中央大学理工学部教授）へ諮問しました。つきましては、電波法施行規則の一部を改正する省令案その他の省令案及び告示案（以下「省令案等」といいます。）について、平成18年10月11日(水)から11月14日(火)までの間、意見を募集します。

《技術基準の概要》

周波数帯	2.4-2.4835GHz	4.9-5.0GHz	5.03-5.091GHz ^(注3)	5.15-5.25GHz	5.25-5.35GHz	5.47-5.725GHz ^(注4)
使用場所	屋内外			屋内限定		屋内外
チャンネル間隔	規定なし	5/10/20MHz		20MHz		
最大空中線電力	2.427-2.4775GHzを使用するFH方式の場合 :30mW以下 FH方式を用いない OFDM・DS方式の場合 :10mW 上記以外の方式の場合 :10mW	250mWかつ50mW/MHz		OFDM・DS方式の場合 : 10mW/MHz シングルキャリア方式の場合 : 10mW		
最大空中線利得	12.14dBi	13dBi		規定なし		
最大e.i.r.p.	規定なし			10mW/MHz		50mW/MHz
DFS ^(注1) ・TPC ^(注2)	不要				必要(親局のみ)	
接続形態	任意	親局一子局(中継可能)		任意	任意(子局一子局は不可)	
最大伝送速度	54Mbps ^(注5)					
主な国際規格	IEEE802.11b/g	IEEE802.11a/j		IEEE802.11a		
免許・登録	免許不要	登録(10mW以下の子局は不要)		免許不要		
周波数を共用する主なシステム	ISM機器(電子レンジ等)	マイクロ固定局	マイクロ波着陸システム(MLS)	移動衛星 フィーダリンク	気象レーダー、 地球探査衛星	各種レーダー

注1 DFS(Dynamic Frequency Selection):無線LANがレーダーと周波数を共用して使用するための機能
 注2 TPC(Transmitter Power Control):無線LANの一の通信系における平均の空中線電力を3dB下げる機能
 注3 2007年11月末までの暫定使用(2012年11月末まで延長予定)
 注4 今回拡大する周波数帯及び導入する技術基準
 注5 情報通信審議会において実効速度100Mbps以上を実現する規格(高速無線LAN)の技術的条件を検討中

1 電波法施行規則の一部を改正する省令案等の概要

(1) 5GHz帯小電力データ通信システム用周波数の追加

ア 電波法施行規則の一部を改正する省令案

免許を要しない無線局のうち小電力データ通信システムの無線局が使用する周波数を追加する。(5470MHzから5725MHzまでの周波数)

イ 無線設備規則の一部を改正する省令案

5470MHzから5725MHzまでの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める。

ウ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省

令案

5470MHzから5725MHzまでの周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局に使用するための特定無線設備の規定を定める。

エ 周波数割当計画の一部を変更する告示案

小電力データ通信システム用周波数を追加する。(5470MHzから5725MHzまでの周波数)

オ 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める告示案

上記イの技術的条件に係る動的周波数選択機能等の技術的条件を定める。

カ 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件の一部を改正する告示案

小電力データ通信システムの無線局の無線設備の識別符号規定に5470MHzから5725MHzまでの周波数を追加する。

(2) 5GHz帯無線アクセスシステムの暫定使用期限の延長

周波数割当計画の一部を変更する告示案

5GHz帯無線アクセスシステムの無線局が使用する周波数の使用期限を延長する。(「2007年11月30日まで」から「2012年11月30日まで」に延長)

2 意見募集の対象

(1) 電波監理審議会に諮問した省令等

- ・ 電波法施行規則 (昭和25年電波監理委員会規則第14号)
- ・ 無線設備規則 (昭和25年電波監理委員会規則第18号)
- ・ 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 (昭和56年郵政省令第37号)
- ・ 周波数割当計画 (平成12年郵政省告示第746号)

(2) その他

- ・ 小電力データ通信システムの無線局の無線設備の技術的条件を定める件
- ・ 端末設備等規則の規定に基づく識別符号の条件等を定める件 (平成6年郵政省告示第424号)

3 意見公募要領等

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061011_3.html#bs2

詳細については、<http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/061011_3.html>をご参照下さい。

10月11日に、第56回電波利用懇話会が開催されました。

編集子は前回まで電波利用懇話会の事務局担当でしたが、今回から事務局は後任のH.K氏が務めることとなり、編集子は写真撮影にまわりました。やはりこの方が気楽です。



会場全体撮影や講師撮影の合間に、一番後ろに陣取ったARIBからの参加メンバーを撮影しました。ほとんどがまじめに聞き入ってはいますが、カメラにポーズをとる余裕のある主任研究員も1名いました。昨年12月にOBとなられたSUM氏もARIB席に座ったため、写っています。

(編集子:PAO)